

會の神事可闕怠候間、このむねをもて可預御成敗、粗言上如件。

享德四年七月 日

○ 【北野神社當宮三年一請會停止記録】 八九二

當宮三年一請會神事、來八朔候之處、彼料所菅原庄年貢、坊城兵衛佐方依無沙汰、神事忽可闕怠之由歎申候之處、彼庄如元可被渡付社家候之由被仰出候。御敬神至忝畏入候。然者早々被成下御奉書、同守護之遵行等被仰付候者、則致直務、神用到來之時、御神服方并諸道之輩可致下行候。然上者、如此及臨期候之間、式日延引事者不及申候。數ヶ月可有逗留候。彼神事出立、五百余貫文之下行物にて候間、彼庄之年貢可有不足候間、幸去年享德三年、彼庄未進物四百余貫文事、兵衛佐方へ可有社納之由、堅御成敗之様預申御沙汰候者、御神忠不可過之候。以此旨可然之様可預御披露候。恐々謹言。

七月十八日

禪 親

飯尾下總守殿

七月十一日。山城祇園社執行顯宥、河北郡萱野保等の社領目錄を注す。

【祇園社記】 八九三

祇園社領當知行分目錄之事

(中略)

一、越中國堀江庄・同高木

一、加賀國萱野保

(中略)

享德四年七月十一日 顯 宥 判

八月十六日。幕府、山城北野社松梅院に、同社領羽咋郡菅原庄を舊に依り直務せしむ。

【北野神社當宮三年一請會停止記録】 八九四

北野宮寺領能登國菅原庄事、爲三年一請會料所上者、早如元致直務、可被專被會料脚、之由所被仰下也。仍執達如件。

享德四年八月十六日

右京大夫 在判

松梅院

○ 【北野神社當宮三年一請會停止記録】 八九五

北野宮寺領能登國菅原庄事、如元可被沙汰付松梅院代之由所被仰出候也。仍執達如件。

享德四年 八月十七日

爲數 在判  
常忍 在判

守護代

(八月は康正元年なり。然るに本文書享德四年に作るものは、恐らくは追書にして誤れるものなるべし。)

八月十九日。幕府、石川郡白山宮長吏に、その越中放生津城に對して計略を廻らせるを賞す。

【御内書引付】 八九六

今度越州放生津事、依運計略早速落居之條、尤被感恩食候也。

康正元年

八月十九日

康正元年

白山長吏御房

(放生津は畠山政長の黨神保氏の居城たりしなるべし。)

九月十四日。幕府、山城勸修寺に、同寺領江沼郡郡家莊内の地を安堵せしむ。

【勸修寺文書】 山城 八九七

加賀國郡家庄内三國二和田跡事、任去文安四年十二月廿四日御教書并當知行、領掌不可有相違之旨、可被申入勸修寺門跡之由、所被仰下也。仍執達如件。

康正元年九月十四日

右京大夫 在判

大納言法印御房

十月廿五日。平光知、山城北野社に、同社領羽咋郡菅原莊の代官職を預りたる請文を出す。

【北野神社當宮三年一請會停止記録】 八九八

預申 北野社領能州菅原庄代官職事

合壹所者

三八七